

2025年10月3日

各位

会社名 株式会社 エコノス
代表者名 代表取締役社長 長谷川 勝也
(コード番号 3136 札幌証券アンビシャス市場)
問合せ先 取締役管理本部長 副島 譲二
(TEL:011-875-1996)

**株式会社ハードオフコーポレーションによる当社株式に係る株式売渡請求を行うこと、
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2025年9月26日付「株式会社ハードオフコーポレーションによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社ハードオフコーポレーション（以下「ハードオフコーポレーション」といいます。）は、2025年8月13日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、2025年10月2日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式1,289,309株、議決権所有割合（注1）：97.80%を所有するに至り、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する当社の特別支配株主に該当することとなりました。

（注1）「議決権所有割合」の計算においては、当社が2025年8月12日に公表した「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数（1,318,748株）から当社が所有する自己株式数（349株）を控除した株式数（1,318,399株）に係る議決権の数（13,183個）を分母として計算しております。また、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

本日、当社は、ハードオフコーポレーションより、本公開買付けによりハードオフコーポレーションが当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったものの、当社株式の全てを取得できなかったことから、2025年8月12日付で当社が公表いたしました「株式会社ハードオフコーポレーションによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、当社をハードオフコーポレーションの完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第179条第1項の規定に基づき、当社の株主（但し、ハードオフコーポレーション及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部をハードオフコーポレーションに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨の通知を受けました。

当社は、かかる通知を受け、本日付の会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本株式売渡請求の承認により、当社株式は証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2025年11月3日まで整理銘柄に指定された後、2025年11月4日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を札幌証券取引所アンビシャス市場において取引することはできなくなります。

記

1. 本株式売渡請求

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	株式会社ハードオフコーポレーション	
(2) 所 在 地	新潟県新発田市新栄町3-1-13	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山本 太郎	
(4) 事 業 内 容	リユース品の買取・販売、フランチャイズチェーン運営	
(5) 資 本 金	1,676,275千円(2025年3月31日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	1972年7月25日	
(7) 連 結 純 資 産	18,373,110千円(2025年3月31日現在)	
(8) 連 結 総 資 産	25,617,734千円(2025年3月31日現在)	
(9) 大株主及び持株比率 (2025年3月31日現在)	ヤマモトアセット株式会社	33.41%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9.15%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7.80%
	ハードオフコーポレーション社員持株会	2.56%
	山本 善政	2.15%
	株式会社アイマツト	2.04%
	MORGAN STANLEY & CO. LCC(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	0.89%
	山本 太郎	0.89%
	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	0.88%
	FP成長支援A号投資事業有限責任組合	0.72%
(10) 当社とハードオフコーポレーションの関係		
資 本 関 係	ハードオフコーポレーションは、本日現在、当社株式1,289,309株(議決権所有割合:97.80%)を所有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	当社とハードオフコーポレーションとの間で、「HARD OFF フランチャイズ加盟契約」「OFF HOUSE フランチャイズ加盟契約」「GARAGE OFF フランチャイズ加盟契約」「HOBBY OFF フランチャイズ加盟契約」「建物転貸借契約」を締結しております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	ハードオフコーポレーションは当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。	

(2) 本株式売渡請求の日程

売渡請求日	2025年10月3日
当社取締役会決議日	2025年10月3日
売買最終日	2025年10月31日(予定)
上場廃止日	2025年11月4日(予定)
取得日	2025年11月6日(予定)

(3) 売渡対価

当社株式1株につき、1,410円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、ハードオフコーポレーションより、本日付で、本株式売渡請求をする旨の通知を受領しました。当該通知の内容は以下のとおりです。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
- (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び同項第3号）
ハードオフコーポレーションは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき1,410円の金銭を割当交付いたします。
- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。
- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）
2025年11月6日
- (5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）
ハードオフコーポレーションは、自己資金をもって本株式売渡対価を支払うことを予定しております。ハードオフコーポレーションの2025年9月30日現在の預金残高については、当社に預金残高証明書を提出しております。
- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）
本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができない場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について、ハードオフコーポレーションが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本株式売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2025年8月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠

及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議が無い旨の意見」に記載の方法により決議されております。

以下の記載のうち、ハードオフコーポレーションに関する記載については、ハードオフコーポレーションから受けた説明に基づくものです。

本意見表明プレスリリース記載のとおり、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「i. 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、ハードオフコーポレーションより、2025年5月9日付で、当社の完全子会社化に係る意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領し、本取引に係る検討の依頼を受け、本取引に係る具体的な検討を開始いたしました。当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引においては、当社の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイズアウトされることが想定されるため、取引条件の適正さが当社の株主の利益にとって特に重要になると考えられたことから、本取引の意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、2025年5月15日に、本取引に関してハードオフコーポレーショングループ、当社及び本応募合意株主（2025年8月12日付で、ハードオフコーポレーションとの間で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結した、当社の筆頭株主であった木下勝寿氏（以下「木下氏」といいます。）、当社の第4位の株主であったブックオフグループホールディングス株式会社（以下「ブックオフグループホールディングス」といいます。）、当社の第7位の株主であった猪又將哲氏（以下「猪又氏」といいます。）、当社の第11位の株主であったヤマモトアセット株式会社（以下「ヤマモトアセット」といいます。）、当社の第13位の株主であった株式会社アインホールディングス（以下「アインホールディングス」といいます。）を総称していいます。）から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、本取引に関してハードオフコーポレーショングループ、当社及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を、それぞれ当社の2025年5月15日付取締役会決議に基づき設置された当社の特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）の承認を得られることを条件として選任し、同法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、ハードオフコーポレーショングループ、本応募合意株主及び当社並びに本取引の成否から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための社内における検討体制の構築を開始しました。さらに、当社は、当社の一般株主の皆様の保護を目的として、本取引における公正性の担保、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の観点から本取引の公正性を担保する措置の一つとして、2025年5月15日開催の当社取締役会において、本特別委員会（なお、本特別委員会の委員の構成、本特別委員会の権限及び具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置する旨を決議いたしました。本特別委員会は、2025年5月21日に、ハードオフコーポレーショングループ、本応募合意株主及び当社並びに本取引の成否からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのプルータスの選任、並びにリーガル・アドバイザーとしてのシティニューワ法律事務所の選任をそれぞれ承認しております。上記体制の下、当社は、本公開買付価格を含む本取引の条件等について本特別委員会が専門性の高い当社

のファイナンシャル・アドバイザーを通じてハードオフコーポレーションと交渉した結果等の共有を受けるとともに、プルータス及びシティニューワ法律事務所の助言を受けながら、本意向表明書（ハードオフコーポレーションが2025年5月9日に当社に提出した法的拘束力を有しない非公開化に関する意向表明書）に記載された本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が当社グループに与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、ハードオフコーポレーションとの間で本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、協議・検討を重ねてきました。

具体的には、2025年7月11日、本特別委員会の第5回会合にて本取引を提案するに至った検討過程、本取後に想定している各種施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、本取引後に予定している当社の経営方針並びに本取引の条件等に関するインタビューをハードオフコーポレーションに対して実施しました。

また、当社は、2025年7月10日、ハードオフコーポレーションから、(i)ハードオフコーポレーションが本取引の実現性を精査するために当社を対象に行った財務及び法務に関するデュー・ディリジェンスの結果、(ii)当社の財務状況、(iii)当社株式の市場株価推移及び当社より提出した本事業計画（当社株式の市場株価推移及び当社より提出された2026年3月期から2030年3月期までの事業計画をいいます。）に基づく岡三証券による当社株式の初期的な価値評価分析を踏まえた取引条件の検討結果、(iv)当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、(v)本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2026年3月期の中間配当及び2026年3月期の期末配当を行わないこと、並びに2026年3月期より当社の株主優待制度を廃止することが決議されることを前提とした価格として本公開買付価格を1,340円（2025年7月9日の札幌証券取引所アンビシャス市場における当社株式の終値1,090円に対して22.94%、過去1か月間の終値の単純平均値（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）1,057円に対して26.77%、過去3か月間の終値の単純平均値1,041円に対して28.72%、過去6か月間の終値の単純平均値1,043円に対して28.48%のプレミアム）とする第1回提案を受けました。

これに対して、2025年7月11日、当社及び本特別委員会は、ハードオフコーポレーションに対し、第1回提案における本公開買付価格は、当社の第三者算定機関による株式価値の初期的試算結果、近年の類似事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、真摯に検討した結果、当社の一般株主保護の観点並びに当社取締役会及び本特別委員会としての説明責任を果たす観点から十分なものとは評価できないものと考えられることから、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

そして、2025年7月18日、当社はハードオフコーポレーションから、本公開買付価格を1,380円（2025年7月17日の札幌証券取引所アンビシャス市場における当社株式の終値1,089円に対して26.72%、過去1か月間の終値の単純平均値1,066円に対して29.46%、過去3か月間の終値の単純平均値1,047円に対して31.81%、過去6か月間の終値の単純平均値1,046円に対して31.93%のプレミアム）とする第2回提案を受けました。

これに対して、2025年7月22日、当社及び本特別委員会は、ハードオフコーポレーションに対し、第2回提案における本公開買付価格は一般株主保護の観点並びに当社取締役会及び本特別委員会としての説明責任を果たす観点から十分に評価できるものではないとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

そして、2025年7月25日、当社は、ハードオフコーポレーションから、本公開買付価格を1,395円（2025年7月24日の札幌証券取引所アンビシャス市場における当社株式の終値1,095円に対して27.40%、過去1か月間の終値の単純平均値1,070円に対して30.37%、過去3か月間の終値の単純平均値1,057円に対して31.98%、過去6か月間の終値の単純平均値1,050円に対して32.86%のプレミアム）とする第3回提案を受けました。

これに対して、2025年7月28日、当社及び本特別委員会は、ハードオフコーポレーションに対し、第

3回提案における本公開買付価格は一般株主保護の観点並びに当社取締役会及び本特別委員会としての説明責任を果たす観点から十分に評価できるものではないとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

これを受けて、2025年7月30日、当社は、ハードオフコーポレーションから、本公開買付価格を1,405円（2025年7月29日の札幌証券取引所アンビシャス市場における当社株式の終値1,076円に対して30.58%、過去1か月間の終値の単純平均値1,082円に対して29.85%、過去3か月間の終値の単純平均値1,062円に対して32.30%、過去6か月間の終値の単純平均値1,053円に対して33.43%のプレミアム）とする第4回提案を受けました。

これに対して、2025年7月31日、当社及び本特別委員会は、ハードオフコーポレーションに対し、第4回提案における本公開買付価格は、当社の第三者算定機関による株式価値の初期的試算の結果、近年の類似事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、真摯に検討した結果、一般株主保護の観点並びに当社取締役会及び本特別委員会としての説明責任を果たす観点から十分に評価できるものではないことから、本取引によるシナジー効果も十分に勘案して本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

これを受けて、当社は、2025年8月4日、ハードオフコーポレーションから、2026年3月期中間配当及び期末配当を行わないこと、並びに2026年3月期より当社の株主優待制度を廃止することが決議されることを前提とし、ハードオフコーポレーションとして本取引によるシナジー効果を最大限勘案した上で提案できる上限の価格として、本公開買付価格を1,410円（2025年7月29日の札幌証券取引所アンビシャス市場における当社株式の終値1,076円に対して31.04%、過去1か月間の終値の単純平均値1,082円に対して30.31%、過去3か月間の終値の単純平均値1,062円に対して32.77%、過去6か月間の終値の単純平均値1,053円に対して33.90%のプレミアム）とする第5回提案を受けました。

これに対して、当社及び本特別委員会は、2025年8月5日、ハードオフコーポレーションに対し、第5回提案における本公開買付価格をもって応諾することも可能な水準であるものの、一般株主の利益を最大化するために、当社の第三者算定機関による株式価値の初期的試算の結果、近年の類似事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、再度価格を一段引き上げてほしい旨の要請を行いました。

これを受けて、当社は、2025年8月7日、ハードオフコーポレーションから、2026年3月期中間配当及び期末配当を行わないこと、並びに2026年3月期より当社の株主優待制度を廃止することが決議されることを前提とし、ハードオフコーポレーションの財務状況、本事業計画等を慎重に再検討した結果、第5回提案の提案価格を超える価格の提示は難しいと判断し、1,410円（2025年8月4日の札幌証券取引所アンビシャス市場における当社株式の終値1,106円に対して27.49%、過去1か月間の終値の単純平均値1,095円に対して28.77%、過去3か月間の終値の単純平均値1,066円に対して32.77%、過去6か月間の終値の単純平均値1,058円に対して33.27%のプレミアム）とする第6回提案を受けました。

これに対して、当社及び本特別委員会は、2025年8月8日、ハードオフコーポレーションに対し、最終的な意思決定は2025年8月12日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、第6回提案における本公開買付価格（1,410円）をもって、本取引へ賛同し、当社の株主の皆様に対して応募を推奨することが妥当であると考えている旨の回答を行いました。

また、ハードオフコーポレーションは、2025年7月18日にブックオフグループホールディングスと、2025年7月22日に木下氏及びアインホールディングスと、2025年7月23日に猪又氏と、2025年8月4日にヤマモトアセットとそれぞれ本応募契約の締結に向けた協議及び交渉を進めたとのことです。ハードオフコーポレーションは、2025年8月8日、当社及び本特別委員会から、本公開買付価格を1,410円とするハードオフコーポレーションの提案に応諾する旨の回答を受領したことを踏まえ、2025年8月8日に、木下氏、ブックオフグループホールディングス、猪又氏、ヤマモトアセット及びアインホールディングスに対して、本公開買付価格が1,410円となることを伝達したところ、木下氏、ブックオフグループホールディングス、猪又氏、ヤマモトアセット及びアインホールディングスより、1,410円という本公開買付価格を応諾する旨の回答があり、2025年8月12日付で本応募契約をそれぞれ締結したとのことです。

以上の検討、協議及び交渉の結果、ハードオフコーポレーションは、2025年8月12日付の取締役会決議において、(i) 本公開買付価格を1,410円として本公開買付けを実施すること、(ii) 本応募合意株主との間で、本応募契約を締結することを決定したとのことです。なお、本応募契約の概要については、本意見表明プレスリリースの「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る本公開買付けに関する重要な合意事項」をご参照ください。

さらに、当社は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年8月8日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。また、当社は、プルータスから、2025年8月8日付で当社株式に係る株式価値算定書（以下「本算定書（プルータス）」といいます。）の提供も受けております（本算定書（プルータス）の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。）。

その上で、当社は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関であるプルータスから取得した本算定書（プルータス）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「i. 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のハードオフコーポレーションが企図する施策の内容は合理的であり、本取引が当社の企業価値向上に資するものであると考えるに至りました。

(a) ハードオフコーポレーショングループのノウハウを活用することによる、高い経営効率の実現

当社は、ハードオフコーポレーショングループがリユース事業において32年間にわたり培ってきたノウハウを深く理解し実践することにより、これまで以上に高い経営効率を実現でき、安定的な収益の拡大を達成できるものと考えております。具体的には、ハードオフコーポレーショングループが商品の販売価格及び買取価格の適正化を通じた粗利益率の改善、並びに少数精鋭での店舗運営によるオペレーションの効率化等により、既に高い経営効率を確立していると認識しております。当社の完全子会社化後においては、ハードオフコーポレーションからその経営効率改善策に精通した人員を当社へ派遣いただくことで、商品の買取数及び販売額の増加、適正な販売価格と買取価格の設定を徹底することによる粗利益率の改善、少数精鋭による効率的なオペレーションの徹底が図られるとともに、ハードオフコーポレーショングループの経営理念や理論、さらにはリユースへの業態転換後に蓄積されたノウハウ等を当社がこれまで以上に深く理解し、店舗運営の基盤となる清掃等の環境整備や挨拶といった当社社員の接客基礎レベルの向上を通じて、当社が運営する店舗の経営効率を一層向上させ、安定的に収益を拡大させることが可能であると考えております。

(b) ハードオフコーポレーショングループとの人材交流による当社人材育成の強化

当社は、ハードオフコーポレーショングループが有する充実した人材育成プログラムを通じて、当社

社員の商品知識及び接客レベルを向上させ、同業他社及びインターネット個人間取引との競争優位性を確立できるものと考えております。具体的には、ハードオフコーポレーショングループの店舗における OJT や集合研修の機会を活用することで、当社社員の商品知識及び接客レベルのスキルアップを促進できるものと考えております。特に、若手社員は店長を目指すために必要な専門研修を受けることが可能になり、次世代を担うリーダー育成が加速されるものと認識しております。さらに、ハードオフコーポレーショングループの海外拠点での研修や、多様なグローバル人材との交流機会を通じて、当社社員はより広い視野と国際的な感覚を養うことが可能であると考えております。これにより、インバウンド需要が増加する北海道において、海外からの旅行者に向けても高いサービスを提供できる人材を育成し、同業競合他社及び中古品売買に関する C2C プラットフォーム取引に対し優位性を確立できると考えております。

他方で、上場廃止に伴うデメリットとしては、資本市場から資金調達を行うことができなくなるもののほか、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなるものが一般的に挙げられますが、当面は資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達の必要性が見込まれない一方で、健全な財務基盤を有しており、金融機関からの資金調達に影響はないと考えられること、及び本取引の実施後においては、ハードオフコーポレーショングループが東京証券取引所プライム市場に株式を上場させている企業として、十分な知名度・ブランド力を有していると考えており、本取引により当社株式が上場を廃止した後にハードオフコーポレーショングループの一員となる当社において社会的信用面に特段の懸念はないと見込んでいることから、当社株式の上場廃止による特段のデメリットは想定しておりません。

なお、本取引によるディスシナジーは特段想定しておりません。

当社は、このような協議・検討の過程において、(a)本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載されているブルータスによる当社株式の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(b)本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 8 月 8 日の札幌証券取引所アンビシャス市場における当社株価の終値（なお、同日は市場での出来高がなかったことから、直近の終値として 2025 年 8 月 7 日の終値を用いています。）1,062 円に対して 32.77%、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,092 円に対して 29.12%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,067 円に対して 32.15%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,058 円に対して 33.27%のプレミアムがそれぞれ加算されており、経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「M&A 指針」といいます。）を公表した 2019 年 6 月 28 日以降 2025 年 3 月 31 日までに公表された非公開化を目的とする事例 111 件（PBR1 倍割れ、支配株主等による公開買付け及び公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値、過去 3 ヶ月間の終値単純平均値又は過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対してディスカウントした事例を除きます。）におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の株価に対して 30.49%、公表日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 33.78%、公表日の前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 40.57%、公表日の前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 42.14%。小数点以下第三位を四捨五入。）と比較すると、同種案件のプレミアム水準にやや劣るものの、プレミアム水準は個別案件の多様な要因によって変動するため、同種案件との単純比較のみに依拠して当否を評価することは適切ではないと考えられること、(c)本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が取られていること等、一般株主の利益への配慮がなされて

いと認められること、(d)本公開買付価格が、上記利益相反を解消するための措置が取られた上で、本特別委員会とハードオフコーポレーションとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、具体的には、ブルータスによる当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や、シティニューワ法律事務所による本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、かつ、本特別委員会が専門性の高い当社のファイナンシャル・アドバイザーを通じてハードオフコーポレーションとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉を行った結果として、当初提示額（1株当たり1,340円）よりも、1株当たり70円（約5.2%、小数点以下第二位四捨五入）引き上げられた価格で提案された価格であること、(e)本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても妥当であると判断されていること、(f)本公開買付価格は、当社の上場来高値である1,338円（2015年6月24日）を上回っており、市場で当社の株式を取得した株主の全てが本公開買付価格を下回る金額で当社株式を取得したことを意味し、全ての当社の一般株主の皆様に対して利益をもたらす水準であり、当社の少数株主に対する売却機会の提供という観点からも合理的な水準であるといえることから、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると判断いたしました。以上より、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値向上に資するものであり、かつ、本公開買付価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものであると判断したため、2025年8月12日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

上記の当社取締役会の決議の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議が無い旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2025年9月26日、ハードオフコーポレーションより、本公開買付けの結果について、当社株式1,078,909株の応募があり、本公開買付けが成立したことから、そのすべてを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2025年10月2日（本公開買付けの決済開始日）付で、ハードオフコーポレーションの所有する当社株式の議決権所有割合は97.80%となり、ハードオフコーポレーションは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「①株式等売渡請求」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、(a)本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2025年8月12日開催の当社取締役会において、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情は見受けられないこと、(b)本売渡株式1株につき1,410円という本株式売渡対価は、(A)本公開買付

けにおける当社株式1株あたりの買付け等の価格と同一の価格であること、並びに(B)本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当該価格の決定に際しては、本取引の公正性を担保するための措置が講じられた上で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本取引を検討するために当社の諮問機関として設置した本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付けにおける買付け等の価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること及び本取引においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられることが判断されていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c)ハードオフコーポレーションは、本株式売渡対価をハードオフコーポレーションの自己資金により支払うことを予定しているところ、当社としても、当該自己資金の裏付けとして、当社がハードオフコーポレーションから受領した2025年10月3日付「株式売渡請求に関するご通知」の添付書類として提出された2025年9月30日時点のハードオフコーポレーションの残高証明書を確認していること、また、ハードオフコーポレーションによれば、本株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は生じておらず、今後発生する具体的な可能性も認識していないとのこと等から、ハードオフコーポレーションによる本株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(d)本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e)本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f)本特別委員会は、本株式売渡請求についても検討した上で、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書を提出していること等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、ハードオフコーポレーションからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本株式売渡対価は本公開買付け価格と同一であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、札幌証券取引所アンビシャス市場に上場されておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は札幌証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2025年11月3日まで整理銘柄に指定された後、2025年11月4日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を札幌証券取引所アンビシャス市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として本株式売渡対価を本公開買付け価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2025年8月12日時点で、当社はハードオフコーポレーションの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当せず、当社の経営陣の全部又は一部がハ

ードオフコーポレーションに直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）にも該当しないものの、本取引においては、当社の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されるため、取引条件の適正さが当社の株主の利益にとって特に重要になると考えられることから、ハードオフコーポレーション及び当社は、本公開買付けの公正性、透明性及び客観性を確保すべく、以下の措置を講じております。

なお、ハードオフコーポレーションは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあると考えたことから、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、ハードオフコーポレーションは、ハードオフコーポレーション及び当社において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の①から⑦までの措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記載のうち、ハードオフコーポレーションにおいて実施した措置については、ハードオフコーポレーションから受けた説明に基づくものです。

① ハードオフコーポレーションにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ハードオフコーポレーションは、本公開買付け価格を決定するに当たり、本公開買付け価格の公正性を担保するため、ハードオフコーポレーション、本応募合意株主及び当社から独立した第三者算定機関である岡三証券に当社株式の価値算定を依頼したとのことです。

詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①ハードオフコーポレーションにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「ii. 算定の概要」をご参照ください。なお、ハードオフコーポレーションは、本取引に際して実施されている他の本公開買付け価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえて、当社の一般株主の利益に十分な配慮がなされていると考えているため、岡三証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会における意思決定の過程における公正性を担保するために、ハードオフコーポレーション、本応募合意株主及び当社並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関としてプルータスに当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年8月8日付で本算定書（プルータス）を取得しております。なお、プルータスは、ハードオフコーポレーション、本応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引の成否に関して重要な利害関係を有しておりません。

また、本特別委員会において、プルータスの独立性に問題がないことが確認されております。プルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

本算定書（プルータス）の概要につきましては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「ii. 算定の概要」をご参照ください。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定における公正性及び適正性を確保するために、ハードオフコーポレーション、本応募合意株主及び当社並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所から、2025年5月15日以降、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、シティニューワ法律事務所は、ハードオフコーポレーション、本応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関し重要な利害関係を有しておりません。

また、本特別委員会において、シティニューワ法律事務所の独立性に問題がないことが確認されております。シティニューワ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(i) 設置等の経緯

当社は、本特別委員会の設置に先立ち、当社は、2025年5月9日から、ハードオフコーポレーションから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、シティニューワ法律事務所の助言も得つつ、ハードオフコーポレーショングループ及び本応募合意株主から独立した寺田昌人氏（当社社外取締役）、藤永至高氏（当社社外監査役）、及び石川信行氏（当社社外監査役）に対して、ハードオフコーポレーションから2025年5月9日に本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の初期的提案書を受領した旨、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いたしました。また、当社は、並行して、シティニューワ法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性及び適格性等について確認を行うとともに、ハードオフコーポレーショングループ及び本応募合意株主との間で独立性を有すること、並びに本取引の成否からの独立性を有することについても確認を行いました。そのうえで、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役において、シティニューワ法律事務所の助言を得つつ、協議した結果、異議がない旨が確認されたことから、当社は、寺田昌人氏（当社社外取締役）、藤永至高氏（当社社外監査役）、及び石川信行氏（当社社外監査役）の3名を本特別委員会の委員の候補として選定し、2025年5月15日に開催された取締役会で同3名から構成される本特別委員会を設置することを決議し（なお、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、当社社外取締役である寺田昌人氏が就任しており、本特別委員会の委員は設置当初から変更していません。）、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。）、(ii) 本取引の条件の公正性・妥当性、(iii) 本取引に係る手続の公正性、(iv) 当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、(v) 本取引が当社の一般株主にとって公正なものであるか（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点について本答申書を当社取締役会に提出することを囑託しました。さらに、本特別委員会の設置に際して、当社取締役会は、①本公開買付けに対する意見の表明にあたり、本特別委員会による答申を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取締役会に対し、本公開買付けに賛同すべきでない、株主に対する応募推奨をすべきでない旨の答申を行った場合には、当社取締役会は、これに従って、前者の場合は本公開買付けへの賛同意見の表明は行わないこと、後者の場合は株主に対する応募推奨を行わないこととする旨を決議するとともに、②本特別委員会に対し、(a) 必要に応じて取引条件等についてハードオフコーポレーションと交渉を行う（当社及びそのアドバイザーを通じた間接的な交渉を含む。）権限、(b) 当社の費用負担のもと、本特別委員会のアドバイザーを選任する権限（当社取締役会がその選定を追認した当社法務アドバイザーとしてのシティニューワ及び当社フ

ファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としてブルータスを事後的に承認する権限を含む。)、並びに、(c) 当社の役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限をそれぞれ付与することを決議しました。

上記の 2025 年 5 月 15 日開催の取締役会においては、当社の取締役全員一致により上記の決議を行っております。また、上記の取締役会には当時の監査役 3 名が全員出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、本取引の成否にかかわらず固定報酬を支払うものとされております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025 年 5 月 21 日より 2025 年 8 月 8 日までの間に合計 10 回開催された他、各会日間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス並びに当社のリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所について、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認しております。なお、本特別委員会も必要に応じてブルータス及びシティニューワ法律事務所の専門的助言を受けることができることも確認したうえ、本特別委員会独自のアドバイザーの選任は行わないことを決定するとともに、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことを確認のうえ、承認をしております。

そのうえで、本特別委員会は、シティニューワ法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

本特別委員会は、ハードオフコーポレーションから、本取引を提案するに至った背景、本取引の意義・目的、本取引実施後の経営体制・経営方針等についての説明を受け、質疑応答を行っております。

また、本特別委員会は、当社から、本取引の意義・目的、本取引が当社の事業に及ぼす影響、本取引実施後の経営体制・経営方針等に関する当社の見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらに関する質疑応答を行っております。

加えて、本特別委員会は、ブルータスから受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、当社の作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について当社から説明を受け、質疑応答を行ったうえで、これらの合理性を確認し、承認をしております。そのうえで、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、ブルータスは、当社の事業計画の内容を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、ブルータスが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行ったうえで、これらの事項について合理性を確認しております。

また、本特別委員会は、当社のハードオフコーポレーションとの交渉について、随時、当社のアドバイザーであるブルータスから受けた財務的見地からの助言及びシティニューワ法律事務所から受けた法的見地からの助言も踏まえて審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会は、当社がハードオフコーポレーションから本公開買付価格の各提案を受領次第、当社より本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社に対して計 5 回にわたり、ハードオフコーポレーションに対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、当社が当該意見に従ってハードオフコーポレーションと交渉を行ったこと等により、当社とハードオフコーポレーションとの間の協議・交渉過程に実質的に関与いたしました。

その結果、当社は、2025 年 8 月 7 日、ハードオフコーポレーションから、本公開買付価格を 1 株当

たり1,410円とすることを含む最終提案を受け、結果として、本公開買付価格を、ハードオフコーポレーションの当初提示額である1,340円から1,410円にまで引き上げております。

さらに、本特別委員会は、プレスリリース等のドラフトについて、本特別委員会のリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から助言を受けつつ、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるプルータスから複数回説明を受け、質疑応答を行い、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

(a) 答申内容

- ア. 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられる。
- イ. 本公開買付けにおける買付け等の価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。
- ウ. 本取引においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
- エ. 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。
- オ. 本取引の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(b) 答申の理由

ア. 本取引の目的の正当性・合理性

(ア) 当社は、リユース事業を主な事業として展開している。当社を取り巻く経営環境として、リユース業界における市場規模は年々拡大されることが予測されているが、同業他社やインターネット個人間取引など競争が激化しており、同業他社やインターネット個人間取引との差別化が必要な状況である。そのような経営環境の中で、(1) 今後の競争の激化が予想される中、高い商品知識と接客レベルを備えることによって、「地域で一番のお店」と顧客から支持を得ることを目標として、徹底した人材育成に努めること、及び(2) 当社は、安定的な成長を続けるリユース事業において収益の拡大を続けながら、リユース関連の様々な事業等を取り組むことを実施することによって、同業他社やインターネット個人間取引との差別化を実現することを経営課題としている点について、不合理な点はないと考えられる。

(イ) 本取引の目的は、上記のような当社を取り巻く事業環境の中で、(1) 今後の競争の激化が予想される中、高い商品知識と接客レベルを備えることによって、「地域で一番のお店」と顧客から支持を得ることを目標として、徹底した人材育成に努めること、及び(2) 当社は、安定的な成長を続けるリユース事業において収益の拡大を続けながら、リユース関連の様々な事業等を取り組み、同業他社やインターネット個人間取引との差別化を実現することが経営課題であるところ、本取引を通じ、当社がハードオフコーポレーションの完全子会社となることで、①ハードオフコーポレーショングループのノウハウを活用することによる、高い経営効率の実現、及び②ハードオフコーポレーショングループとの人材交流による当社人材育成の強化を行うことができ、同業他社やインターネット個人間取引との差別化を実現することができることによって、その結果、企業価値を向上させるという方針は合理的な内容であることから、本取引の目的に不合理な点はなく、本取引により一定の企業価値の向上が見込まれるものと考えられる。

(ウ) 本取引に伴い当社及び当社のステークホルダーに生じるデメリットとして、①資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達手段への影響、②当社が上場会社として享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保への懸念、③株主、従業員、取引先等のステークホルダーに影響を及ぼす可能性が考えられるものの、①については、当面は資本市場が

らのエクイティ・ファイナンスによる資金調達の見込まれない一方で、これまで健全な財務基盤を有していることから資金調達に影響はない旨、②については、ハードオフコーポレーショングループが有する社会的信用力や資金調達力を活かすことで、採用活動への影響をはじめとする上場廃止による影響を限定的にとどめられる旨、③については、これまでの事業活動を通じて、一定のブランド力・知名度・信用力等、相当程度の事業基盤を既に確保しており、非公開化後もハードオフコーポレーションからは現状の雇用、ブランドや社名は維持するとの説明を受けていることから、ステークホルダーへの影響は限定的であり、中長期的には更なる企業イメージやブランド力の向上に資すると考えられる旨の説明を受け、当社との質疑応答によれば、上記のいずれの点においても、当該デメリットは限定的であり、今後も継続して株式の上場を維持することの意義は必ずしも大きくない状況であると考えているとのことである。以上の説明を踏まえれば、説明内容に特に不合理な点はなく、本取引を通じて非公開化されることによりデメリットが発生する可能性はあるものの、その程度は限定的であると認められる。

(エ) 当社が認識する当社を取り巻く経営環境及び経営課題に不合理な点はなく、本取引を通じて非公開化されることによりデメリットが発生する可能性はあるものの、その程度は限定的である一方で、当社を完全子会社化し、①ハードオフコーポレーショングループのノウハウを活用することによる、高い経営効率の実現、及び②ハードオフコーポレーショングループとの人材交流による当社人材育成の強化を行うことができることによって、当社の経営課題に向けた取組みを確度高く進めていくことが可能であり、当該デメリットは本取引によって創出されることが期待されるシナジーを上回るものではないと考えられ、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的には正当性・合理性が認められる。

イ. 本取引の条件の公正性・妥当性

(ア) 本算定書（プルータス）における当社株式の株式価値評価に照らすと、本公開買付けにおける買付価格は、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回っていること、かつ DCF 法による株式価値算定結果のレンジの範囲内であることから、合理性を有することを確認した。

(イ) 本公開買付価格（1,410 円）は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 8 月 8 日の札幌証券取引所アンビシャス市場における当社株式の株価終値 1,062 円に対して 32.77%のプレミアム、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,092 円に対して 29.12%のプレミアム、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,067 円に対して 32.15%のプレミアム、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,058 円に対して 33.27%のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。当該プレミアム水準は、類似事例のプレミアム水準（経済産業省が M&A 指針を公表した 2019 年 6 月 28 日以降 2025 年 3 月 31 日までに公表された非公開化を目的とする事例 111 件（PBR1 倍割れ、支配株主等による公開買付け及び公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値、過去 1 か月間の終値単純平均値、過去 3 か月間の終値単純平均値又は過去 6 か月間の終値単純平均値に対してディスカウントした事例を除く。）におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の株価に対して 30.49%、公表日の前営業日までの過去 1 か月間の終値単純平均値に対して 33.78%、公表日の前営業日までの過去 3 か月間の終値単純平均値に対して 40.57%、公表日の前営業日までの過去 6 か月間の終値単純平均値に対して 42.14%。小数点以下第三位を四捨五入。）と比較した場合、類似事例のプレミアム水準にやや満たないものの、プレミアム水準は個別案件の多様な要因によって変動するため、類似事例との単純比較のみに依拠して当否を評価することは適切ではない類似事例のプレミアム水準にやや満たないものの、プレミアム水準は個別案件の多様な要因によって変動するため、類似事例との単純比較のみに依拠して当否を評価することは適切ではないと考えられる。したがって、本公開買付けに付与されたプレミアムは本公開買付けに付与されたプレミアムは不合理な水準とまではいえない本公開買付けに

付与されたプレミアムは不合理な水準とまではいえない。

- (ウ) 本公開買付価格 (1,410 円) は、第 50 期 (2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日) 有価証券報告書記載の 2025 年 3 月期末時点における 1 株当たり純資産額 (679.55 円) の 2 倍超であり、簿価純資産額を大きく上回っている。したがって、本公開買付価格が、当社 1 株当たり簿価純資産額の 2 倍超であり、簿価純資産額を大きく上回っていることから本取引の取引条件の妥当性が認められる。
- (エ) 当社とハードオフコーポレーションとの間の公開買付価格に係る協議及び交渉は、当社が起用した経験豊富なファイナンシャル・アドバイザーであるプルータスが主として担当し、本特別委員会は、プルータスから、財務的な見地から交渉の方針について助言を受ける等して、交渉方針について指示し、交渉過程について報告を受けた。また、本特別委員会は、プルータスによる株式価値の試算結果、近年の類似事例におけるプレミアム水準及び本取引によるシナジー等を前提として、ハードオフコーポレーションと協議・交渉を行うという方針の下、プルータスに対してその指示を行い、ハードオフコーポレーションとの交渉を進めた。そして、かかる交渉を行ったことを通じて、結果として、本特別委員会は、当初提案から約 5.2% (小数点以下第二位を四捨五入) (70 円) の価格の引上げを実現している。その他、本公開買付価格の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は認められない。以上のとおり、本公開買付価格の決定プロセスは、本特別委員会が適時に交渉状況の報告を受け、当社やプルータスに対して、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことで進められていたことから、本特別委員会が実質的に関与してなされた上、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われ、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保されたうえで真摯な交渉が実施されたと認められるため、公正なものであると評価できる。
- (オ) 本公開買付価格は、当社株式の上場来高値最高値 (1,338 円) を上回る水準であり、市場で当社株式を取得した株主の全てが本公開買付価格を下回る金額で当社株式を取得したことを意味し、全ての当社の少数株主に対して利益をもたらす水準であることから、当社の少数株主に対する売却機会の提供という観点からも合理的な水準であると評価できる。
- (カ) ハードオフコーポレーションからは、金銭を対価とした公開買付け及びその後の株式等売渡請求又は株式併合によるスクイーズアウトを行う方法による二段階買収という方法が提案されたが、対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められない。
- (キ) 以上の点を検討のうえ、本特別委員会は、本公開買付価格の水準は、①独立した第三者算定機関であるプルータスの本算定書 (プルータス) の算定結果 (本公開買付価格は市場株価法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回っていること、かつ DCF 法による株式価値算定結果のレンジの範囲内であること) に照らして妥当なものといえること、②プレミアム水準は類似事例のプレミアム水準にやや満たないものの、プレミアム水準は個別案件の多様な要因によって変動するため、類似事例との単純比較のみに依拠して当否を評価することは適切ではないと考えられ、本公開買付けに付与されたプレミアムは不合理な水準とまではいえないこと、③本公開買付価格が、2025 年 3 月期末時点における当社株式 1 株当たり簿価純資産額を大きく上回っていること、④ハードオフコーポレーションとの交渉の結果、当初提案から約 5.2% (70 円) の価格の引上げを実現したこと、⑤当社株式の上場来高値最高値 (1,338 円) を上回る水準であること、及び⑥本取引の方法に不合理な点は認められないことに照らせば、当社の一般株主の利益を図る観点から、本取引の条件 (本公開買付けにおける買付価格を含む。) の公正性・妥当性は確保されていると判断するに至った。

ウ. 本取引に係る手続の公正性

- (ア) ハードオフコーポレーション、本応募合意株主及び本取引の成否から独立した、寺田昌人氏 (当社社外取締役)、藤永至高氏 (当社社外監査役)、及び石川信行氏 (当社社外監査役) の 3 名によ

って構成される本特別委員会を設置した。なお、各委員に対しては、その職務の対価として、本取引の成否にかかわらず固定報酬を支払うものとされている。

- (イ) 当社は、ハードオフコーポレーショングループ、本応募合意株主及び本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。また、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、ハードオフコーポレーショングループ、本応募合意株主及び本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータスを選任し、当社の株式価値の算定を依頼し、2025年8月8日付で本算定書（プルータス）を取得した。そして、本特別委員会において、シティニューワ法律事務所及びプルータスの専門性及び独立性に問題がないことが確認されている。
- (ウ) ハードオフコーポレーションは、本日現在、当社株式210,400株（所有割合：15.96%）を所有し、本応募合意株主との間で応募予定株式520,100株（所有割合：39.45%）について応募契約を締結しているため、本公開買付けにおいて、少数株主、すなわちハードオフコーポレーションと重要な利害関係を共通にしない株主が所有する株式の過半数の応募を下限とする、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）（以下「MoM」という。）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてMoMの買付予定数の下限は設定していないとのことである。もっとも、ハードオフコーポレーションとしては、ハードオフコーポレーション及び当社において、本公開買付けの公正性を担保するため及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことである。以上を踏まえると、本取引に関しては、MoMの買付予定数の下限を設定しないことについて、一般株主の意思に配慮するものと認められる。
- (エ) ハードオフコーポレーションは、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことである。また、ハードオフコーポレーションと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っていないとのことである。このように、上記公開買付け期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことである。したがって、本取引に関しては、本取引の公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案をハードオフコーポレーションと同様の条件の下で行うことが可能な環境が確保されており、いわゆる間接的なマーケット・チェックが行われるものと認められる。なお、本取引において、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックは実施されていないが、情報管理の観点等から実務上その実施は必ずしも容易とはいえず、当社とハードオフコーポレーションの間ではフランチャイズ契約が締結され、ハードオフコーポレーションが当社株式210,400株（所有割合：28.14%）を所有するに至っている現状の状況を踏まえると、本取引以外の現実的な選択肢が存在せず、積極的なマーケット・チェックを実施する意義は乏しいと考えられる一方で、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容に鑑みれば、積極的なマーケット・チェックを実施しなくても、本取引の公正性が担保されていると考えられる。
- (オ) 本特別委員会は本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトについて、複数回における特別委員会で、プルータス及びシティニューワの助言を受けつつ検討を行い、本取引では、本特別委員会の委員の独立性や専門性等の適格性、本特別委員会に付与された権限の内容、本特別委員会における検討経緯や交渉過程への関与状況、本特別委員会の判断の根拠・理由、本答申書の内容、本

特別委員会の委員の報酬体系等、本算定書（プルータス）の概要、本取引の実施に至るプロセスや交渉経緯等について、充実した情報開示が予定されていることを確認している。したがって、本公開買付けにおいては、少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。

(カ) 本取引については強圧性の問題が生じないように配慮の上、スクイズアウト手続の適法性も確保されている。

(キ) 以上の点を検討した結果、本特別委員会は、①当社取締役会が、ハードオフコーポレーショングループ、本応募合意株主及び本取引の成否から独立した本特別委員会を設置していること、②本取引の検討の過程において、当社がハードオフコーポレーショングループ、本応募合意株主及び本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータスから助言を受けていること、③ハードオフコーポレーショングループ、本応募合意株主及び本取引の成否から独立した第三者算定機関であるプルータスから株式価値算定書を取得していること、④応募契約の締結を踏まえてMOMの買付予定数の下限を設定していないこと、⑤間接的なマーケット・チェックが行われること、⑥少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保されていること、並びに⑦本取引において強圧性の問題が生じないよう、スクイズアウト手続の適法性も確保されていることに照らし、本公開買付けを含む本取引において、公正な手続を通じた当社の一般株主の利益への十分な配慮はなされていると判断するに至った。

エ. 総括

上記の検討の結果、本特別委員会は、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的には正当性・合理性が認められ、当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性も認められると判断した。したがって、(a) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものと認められるとともに、(b) 本公開買付けを含む本取引において、本公開買付けにおける買付価格を含む本取引の条件の妥当性及び手続の公平性は確保され、当社の一般株主の利益への配慮がなされていると考えられることから、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であるとする。

また、当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。また、本公開買付け後に予定されている当社株式を非公開化することを目的とするスクイズアウト手続の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議が無い旨の意見

当社は、プルータスから受けた財務的見地からの助言並びにプルータスから取得した本算定書（プルータス）、シティニューワ法律事務所から得た法的助言、ハードオフコーポレーションとの間で実施した、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」記載の複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものであるかについて、慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理

由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、当社の事業環境及び業績等を踏まえると、ハードオフコーポレーションが提案する、「i. ハードオフコーポレーショングループのノウハウを活用することによる、高い経営効率の実現」及び「ii. ハードオフコーポレーショングループとの人材交流による当社人材育成の強化」という施策は、当社の中長期的な企業価値向上に資すると考えられ、かかる施策の実施には機動的かつ柔軟な経営体制の構築が望ましいことから、本取引が当社の企業価値向上に資するものであるとともに、本算定書(プルータス)の算定結果、本公開買付け価格のプレミアム水準、ハードオフコーポレーションとの交渉過程並びに本公開買付け価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを、審議及び決議に参加した当社の取締役合計3名の全員一致で決議いたしました。

また、上記の取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき、異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

ハードオフコーポレーションは、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付け期間を法令に定められた最短期間よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、ハードオフコーポレーション及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付け期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

⑦ 強圧性の排除

ハードオフコーポレーションは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、ハードオフコーポレーションが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て(但し、ハードオフコーポレーションが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)の株式等売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式等売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は、本公開買付け価格に当該各株主(但し、ハードオフコーポレーション及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式売渡請求の実施に伴い、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(3) 上場廃止となる見込み」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

ハードオフコーポレーションは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った

背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「ii. 本公開買付け後の経営方針」に記載の経営を推進する予定とのことです。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本日現在、ハードオフコーポレーションは当社の親会社に該当するため、当社取締役会による本株式売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当いたしません。

当社は、2025年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等に関しては、一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性について確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切な対応を行っております。

当社は、本公開買付けを含む本取引に関して、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社は、本特別委員会より、2025年8月8日付で、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を含む本答申書の提出を受けております。なお、本答申書は、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません

以上